

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により地方公共団体の財政状況を判断するための指標として、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」）を算定することが義務付けられています。いずれかが健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画等を策定し、議会の議決を経て、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。今回の健全化判断比率等につきましては、健全化基準をすべて下回っており、町の財政状況は健全であるという結果となりました。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率などのお知らせ

平成30年度決算に基づく健全化判断比率

(%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
ときがわ町	-	-	4.6	43.0
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
説明	普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。 対象 普通会計	ときがわ町全会計の赤字や黒字を合算し、町としての赤字の程度を指標化し、町としての運営の深刻度を示す比率です。 対象 ときがわ町の全会計	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率で、3年間の平均値です。 対象 ときがわ町の全会計＋一部事務組合・広域連合	ときがわ町の普通会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。 対象 ときがわ町全会計＋一部事務組合・広域連合＋地方公社・第3セクター等

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため「-」と記載。  
 ※上記4つの比率が早期健全化基準を上回ると、早期の財政健全化が必要な自治体（イエローカード）とされる。  
 ※上記4つの比率が財政再生基準を上回ると、財政の再生が必要な自治体（レッドカード）とされ、地方債の起債制限を受ける。

平成30年度決算に基づく資金不足比率(各公営企業会計ごとの比率)

(%)

特別会計の名称	浄化槽設置管理事業特別会計	水道事業会計
ときがわ町	-	-
経営健全化基準	20.00	20.00
説明	各公営企業会計ごとの資金不足比率（普通会計の実質赤字にあたる公営企業会計の資金不足額）の事業規模に対する比率です。	

※資金不足比率は、資金不足額なしのため「-」と記載。  
 ※経営健全化基準とは、公営企業会計について定められた早期の経営健全化が必要な自治体（イエローカード）かを判断する基準。

平成30年度 町民一人当たりの費用 (円)

合計	489,643
議会費	6,743
総務費	101,091
民生費	139,899
衛生費	46,064
労働費	229
農林水産業費	8,429
商工費	9,158
土木費	26,018
消防費	26,777
教育費	66,990
災害復旧費	229
公債費	58,016

平成30年度 町民一人当たりの町税 (円)

合計	124,247
町民税	55,599
固定資産税	59,166
軽自動車税	3,577
町たばこ税	5,905

※一人当たりの額は、平成31年3月31日現在の総人口11,199人で算出

令和2年度をもって地方交付税の合併算定替えや合併特例債などの国の財政支援措置が終了します。町では、これを踏まえ改革の方向性を取りまとめた「ときがわ町財政運営計画」により、集中的に行財政改革に取り組み、経常経費の削減に努め、効率的な行政運営、財政基盤の強化、持続可能な財政構造を構築してまいります。

平成30年度の主要な財政指標では、実質公債費比率4.6%、将来負担比率43.0%は望ましい数値となっています。また、財政の弾力性を示す経常収支比率では、歳入で、普通交付税や地方税の固定資産税などが減少となり、経常一般財源（収入）は前年度比4.1%増、歳出では、物件費などが減りましたが、一部事務組合の負担金などが増加したため、経常一般財源（支出）が前年比1.7%増となり、円増となり、支出の増額に加え収入も減額したため、経常収支比率は87.4%と平成29年度より1.4ポイント上昇しました。

	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率 (%)
平成30年度	87.4	4.6	43.0
平成29年度	86.0	4.5	55.9
平成28年度	86.6	4.1	57.9

80%以下が望ましい 18%以上になると起債に許可を要する 350%未満が望ましい